

令和7年4月2日

お客様各位

## お知らせ

平素よりお世話になっております。

この度液化石油ガス法が2025年4月2日付けで改正となりました。それに伴い改正省令に準ずる料金表記を行うこととなりました。

省令によりガス料金表記が「基本料金・従量料金・設備料金」の三部料金制での表記に変更となります。

有る無しに関わらず、設備料金の表記が義務となりますので、当社におきましても2025年4月検針分より「検針票・お知らせはがき」に設備料金表記を行います。

なお、今回の変更につきまして、ガス料金の変更はございません。

何かご不明な点がございましたら、当社までご連絡いただければ幸いです。

何卒よろしくお願い申し上げます。

因の島ガス株式会社

お問い合わせ先TEL 0845-22-2222